

上里町告示第 2 4 号

建設工事の一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び上里町契約規則（昭和 40 年上里町規則第 6 号）第 2 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

上里町長 山 下 博 一

記

1 入札対象工事

工 事 名 令和 7 年度 上里町男女共同参画推進センター・七本木児童館・
七本木公民館複合化等改修工事

工事場所 上里町大字 七本木 地内

工事期間 契約確定の日から令和 8 年 3 月 2 5 日まで

設計金額 入札執行後に公表する

工事概要 設計図書等のとおり

2 入札手続き等の方法

本案件は、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、電子入札システムが稼働している時間内に行うこと。

3 競争参加資格確認申請書の提出

本件の入札参加希望者は、電子入札システムにおいて競争参加資格確認申請書を電子入札の方法により次の期間内に提出すること。

提出期間 令和 7 年 4 月 1 0 日（木）午前 9 時から

令和 7 年 5 月 1 3 日（火）午後 4 時まで

4 入札書の提出及び開札の日時

（1） 入札書提出期間

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午前 9 時から

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午後 4 時まで

（2） 開札日時

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）午前 1 0 時

5 入札参加資格の有無の確認

開札執行後、落札候補者について入札参加資格の有無を確認する。

6 入札に参加できる者の形態

単体企業

7 入札に参加する者に必要な資格

（1） 入札参加資格

本件入札に参加できる者の資格は、令和 7・8 年度上里町建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載があり、次の要件を全て満たしている者であること。

ただし、本公告日において資格者名簿に登載された内容に変更があり、次の要件を満たさなくなった者、又は本公告日以降、新たに資格者名簿に登載された者を除く。

ア この工事の公告日現在、資格者名簿において建築工事業 A 級で格付けされており、資格審査数値が 1000 点以上の者であること。

イ 埼玉県内に建設業法に規定する主たる営業所（以下「本店」という。）又は契約締結権限のある代理人を置く支店若しくは営業所を有し、電子入札システムによる入札が可能な者であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事に係る特定建設業の許可を有していること。

エ 建築工事業について、開札日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営審査事項を受けている者であること。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

カ この工事の公告日から開札日までの期間に、上里町から指名停止等の措置を受けていない者であること。

キ この工事の公告日から開札日までの期間に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

ク この工事の公告日から開札日までの期間に、上里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 18 年上里町告示第 140 号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。

（２） 配置予定技術者

本工事に対応する許可業種の資格を有する監理技術者を建設業法に従ってこの工事に専任で配置できること。

ア 建築工事業に係る監理技術者資格証を有する者（平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証を交付されたものは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了書を有する者であること）を建設業法に従い専任で配置できること。

イ 配置予定技術者は、その者が在籍する建設業者と開札日の 3 ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。なお、専任の配置予定技術者は、建設業法に規定する営業所の専任技術者と兼務することはできない。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

エ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は、監理（主任）技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合、若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。

オ 落札決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

8 設計図書等

設計図面、工事仕様書、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な資料（以下「設計図書等」という。）は電子入札システムからダウンロードすること。

9 現場説明会

開催しない。

10 入札に関する注意事項

（１）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に日本円で記載すること。

（２）入札金額見積内訳書の提出

発注者が指定した様式による入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を、電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

（３）入札の執行について

ア 入札回数は、再度入札を含め 3 回とする。

イ 当初の入札に参加しなかった者、無効な入札を行った者、又は最低制限価格未満の入札を行った者は再度入札に参加できない。

ウ 各入札での参加者が 1 者であっても当該入札は有効とする。

エ この公告に定めるもののほか、本工事に係る入札手続きについては、上里町の契約に係る諸例規の定めるところによる。

（４）独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

11 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関して質疑がある場合は、次の期間内に、質疑書を電子入札システムにより提出すること。

（１） 質疑受付期間

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）午前 9 時から

令和 7 年 4 月 2 2 日（火）午後 3 時まで。

（２） 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和 7 年 5 月 1 3 日（火）午後 4 時 3 0 分まで電子入札システムに掲示する。

12 最低制限価格

設定する。

13 入札保証金

免除する。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （１） 入札参加資格を有しない者のした入札
- （２） 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- （３） 談合その他不正行為があったと認められる入札
- （４） 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- （５） 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- （６） その他公告に示す事項に反した者がした入札

15 落札候補者の決定

- （１） 落札候補者は、開札において、予定価格の範囲内で一番低い価格で最低制限価格以上の入札をした者とするとともに、他の入札参加者の順位を決定する。
- （２） 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、電子くじにより落札候補者及びその次の順位の者を決定する。

16 入札参加資格審査及び落札者の決定

- （１） 本入札は事後審査型のため、開札後、入札を保留とする。落札候補者通知を受けた者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料」に確認資料等指定された書類を電子データ化し、落札候補者通知を受けた日から 2 日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）以内に、電子メールにより提出すること。
- （２） 落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、通知する。
ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- （３） 落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合には、その者を失格とし、新たに次の順位のものを落札候補者として審査を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

なお、次順位の業者において同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、15（２）と同様に順位を決定する。

17 契約の時期

上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上里町条例第7号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約を締結し、上里町議会の議決をもって本契約とする。

なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。このことで仮契約の相手側に損害が生じても、上里町は一切の責任を負わない。

また、落札決定から本契約までの間に、上里町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に規定する指名停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）

18 契約保証金

上里町契約規則（昭和40年規則第6号）第16条、第17条による。

19 支払条件

- （1） 前金払及び中間前金払 する。

上里町公共工事前金払処理要綱（平成9年告示第28号）及び、上里町公共工事中間前金払処理要綱（令和4年告示第51号）による。

- （2） 部分払 しない。

20 その他

- （1） 提出された確認申請書等は返却しない。

- （2） 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

- （3） 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- （4） 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

- （5） 地元業者育成の観点から、下請施工及び資機材等の調達をする場合は、出来る限り上里町内の業者へ発注するよう努めること。

21 問い合わせ

- （1） 問い合わせ先

上里町役場 総務課 管財契約係

- （2） 電話番号

0495 - 35 - 1234（内線 3211・3212）

- （3） F A X 番号

0495 - 33 - 2429

- （4） 電子メール（16(1)一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料送付先）

E-mail:kanzai@town.kamisato.lg.jp